

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案の
衆議院における修正部分 趣旨説明

本法律案の衆議院における修正部分につきましてご説明申し上げます。

本修正は、原案に法施行後 3 年を目途とした検討条項を加えるもので、その検討対象は、次のとおりであります。

まず一つは、天災等の場合において迅速かつ安全な開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備など、投票人の投票に係る環境を整備するための事項であります。

もう一つは、

- ① 国民投票運動等のための広告放送やインターネット有料広告の制限
- ② 国民投票運動等の資金に係る規制
- ③ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保のための方策

など、国民投票の公平及び公正を確保するための事項であります。

これらの事項について検討を加え、その結果に基づいて、法制上の措置を含む必要な措置を講ずるものとしております。

何とぞ委員各位のご賛同をお願い申し上げます。